

毒物劇物業務上取扱者の届出について

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第22条第1項の規定による届出は、毒物劇物を取り扱うこととなった日から30日以内にお願ひします。

1 届出対象者

| 届出を必要とする業 | 取り扱う毒物劇物の種類 |
|-----------|---|
| 電気めっき業 | シアン化ナトリウム、無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤 |
| 金属熱処理業 | シアン化ナトリウム、無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤 |
| 毒物劇物運送業 | シアン化ナトリウム及び以下に掲げるもの（政令別表第2） <ol style="list-style-type: none"> 1 黄燐 2 四アルキル鉛を含有する製剤 3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの 4 弗化水素及びこれを含有する製剤 5 アクリルニトリル 6 アクロレイン 7 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 8 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 9 塩素 10 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。） 11 クロルスルホン酸 12 クロルピクリン 13 クロルメチル 14 硅弗化水素酸 15 ジメチル硫酸 16 臭素 17 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 18 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 19 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 20 ニトロベンゼン 21 発煙硫酸 22 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 23 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの |
| しろあり防除業 | シアン化ナトリウム、ヒ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤 |

次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1 右欄に掲げる黄燐 22 品目を、最大積載量が 5,000kg 以上の自動車若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用いて行う毒物劇物運送業
- 2 四アルキル鉛を含有する製剤の場合は 200ℓ以上、それ以外の右欄に掲げる毒物劇物の場合は 1,000 リットル以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物劇物運送業

2 提出書類

| 必要な書類 | | 書類作成上の注意事項 |
|---------------|--------------------------|---|
| ①毒物劇物業務上取扱者届書 | | <p>1 種類の欄には次のとおり記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 電気めっき業の場合：「令第41条第1号に規定する事業」 金属熱処理業の場合：「令第41条第2号に規定する事業」 毒物劇物運送業の場合：「令第41条第3号に規定する事業」 しろあり防除業の場合：「令第41条第4号に規定する事業」 </div> <p>2 取扱品目欄には、取扱う毒物劇物の名称を記載すること。</p> |
| 添付書類 | ②定款、寄附行為の写し 又は登記事項証明書 | 申請者が法人の場合に必要であること。 |
| | 電気めっき業、金属熱処理業、しろあり防除業の場合 | |
| | ③事業場の設備の概要図 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業場の設備の配置を明確に記載すること。 ・毒物劇物の貯蔵設備について、その大きさ（巾、奥行、高さの寸法等）及び材質、施錠並びに表示の状況等を明確に記載すること。 ・無機シアン化合物含有廃液処理設備について、処理機の型式、能力及び排水経路等を明確に記載すること。 |
| | 毒物劇物運送業の場合 | |
| | ③運搬車両の概要図 | <p>1 運搬車両の最大積載量及び保有台数を明示すること。</p> <p>2 車両のカタログ、仕様書等でもよいこと。</p> |
| ④保管場所の平面図 | 車両保管場所の平面図であり、寸法を明示すること。 | |
| ⑥毒物劇物取扱責任者設置届 | | <p>1 業務の種別欄には、「業務上取扱者」と記載すること。また、令第41条第1号、第2号、第3号及び第4号の別を付記すること。</p> <p>2 登録番号及び登録年月日欄は業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。</p> <p>3 資格欄には、法第8条第1項第1号から第3号までのうち該当する1つを記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 第1号：薬剤師 第2号：厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者 第3号：都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者 </div> |
| 添付書類 | ⑦資格を証する書面 | <p>1 次のいずれかであること。</p> <p>第1号：薬剤師免許証の写し</p> <p>第2号：卒業証書、卒業証明書又は単位取得証明書の写し</p> <p>第3号：合格証の写し</p> |
| | ⑧宣誓書 | 法第8条第2項第4号（毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者）に該当しないことについて、責任者本人が宣誓すること。 |
| | ⑨医師の診断書 | 責任者について、精神機能の障害の有無及び麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当するか否かに関する医師の診断書であること。 |
| | ⑩雇用証明書 | <p>1 登録申請者（営業者）自身が毒物劇物取扱責任者となる場合には、不要であること。</p> <p>2 毒物劇物取扱責任者の雇用に関する契約書の写し又は証明書であること。</p> |
| | ⑪措置内容を記載した書面 | <p>1 毒物劇物取扱責任者が、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害を有する者である場合には、提出が必要であること。</p> <p>2 障害を補い、毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するための措置の内容を記載すること。</p> |

※ ⑧⑨⑩については、参考様式をお渡しします。

（注意事項）

添付書類のうち、「写し」を提出するものについては、原本を持参し確認を受けるか、又は原本証明が必要です。